

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年4月15日提出
【計算期間】	第5期中(自 2021年7月16日至 2022年1月15日)
【ファンド名】	J P 4 資産均等バランス
【発行者名】	J P 投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒巻 裕大
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目 5 番 1 1 号
【事務連絡者氏名】	佐藤 伸也
【連絡場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目 5 番 1 1 号
【電話番号】	03-6262-5743
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【JP4資産均等バランス】

以下の運用状況は2022年 1月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	11,367,608,485	99.20
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		91,482,831	0.80
合計（純資産総額）		11,459,091,316	100.00

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2018年 7月17日)	478	478	1.0263	1.0263
第2計算期間末 (2019年 7月16日)	2,156	2,156	1.0226	1.0226
第3計算期間末 (2020年 7月15日)	4,521	4,521	1.0617	1.0617
第4計算期間末 (2021年 7月15日)	8,850	8,850	1.2420	1.2420
2021年 1月末日	6,510		1.1544	
2月末日	6,804		1.1724	
3月末日	7,415		1.2109	
4月末日	7,690		1.2139	
5月末日	8,082		1.2286	
6月末日	8,504		1.2364	
7月末日	9,027		1.2407	
8月末日	9,468		1.2517	
9月末日	9,860		1.2575	
10月末日	10,346		1.2804	
11月末日	10,674		1.2682	
12月末日	11,461		1.2917	
2022年 1月末日	11,459		1.2421	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
---	----	--------------

第1期	2017年10月18日～2018年 7月17日	0.0000
第2期	2018年 7月18日～2019年 7月16日	0.0000
第3期	2019年 7月17日～2020年 7月15日	0.0000
第4期	2020年 7月16日～2021年 7月15日	0.0000
当中間期	2021年 7月16日～2022年 1月15日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年10月18日～2018年 7月17日	2.63
第2期	2018年 7月18日～2019年 7月16日	0.36
第3期	2019年 7月17日～2020年 7月15日	3.82
第4期	2020年 7月16日～2021年 7月15日	16.98
当中間期	2021年 7月16日～2022年 1月15日	3.04

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2【設定及び解約の実績】

【J P 4 資産均等バランス】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年10月18日～2018年 7月17日	550,627,423	84,282,310
第2期	2018年 7月18日～2019年 7月16日	2,084,177,626	441,671,760
第3期	2019年 7月17日～2020年 7月15日	2,588,358,820	438,567,746
第4期	2020年 7月16日～2021年 7月15日	3,479,724,208	612,250,508
当中間期	2021年 7月16日～2022年 1月15日	2,212,225,195	318,131,739

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

J P 4 資産均等バランス

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間(2021年7月16日から2022年1月15日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

【J P 4 資産均等バランス】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位 : 円)

	第4期 2021年 7月15日現在	第5期中間計算期間末 2022年 1月15日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	10,663,078
コール・ローン	69,773,159	104,961,970
投資信託受益証券	8,795,408,959	11,464,798,565
未収入金	3,100,000	-
流動資産合計	8,868,282,118	11,580,423,613
資産合計	8,868,282,118	11,580,423,613
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,083,294	31,129,844
未払受託者報酬	819,388	1,122,825
未払委託者報酬	3,175,060	4,350,839
未払利息	191	574
その他未払費用	282,333	224,504
流動負債合計	17,360,266	36,828,586
負債合計	17,360,266	36,828,586
純資産の部		
元本等		
元本	7,126,115,753	9,020,209,209
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	1,724,806,099	2,523,385,818
(分配準備積立金)	1,108,896,197	1,065,674,000
元本等合計	8,850,921,852	11,543,595,027
純資産合計	8,850,921,852	11,543,595,027
負債純資産合計	8,868,282,118	11,580,423,613

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第4期中間計算期間 自 2020年 7月16日 至 2021年 1月15日	第5期中間計算期間 自 2021年 7月16日 至 2022年 1月15日
営業収益		
受取配当金	37,285,347	64,545,967
有価証券売買等損益	460,185,743	233,989,606
営業収益合計	497,471,090	298,535,573
営業費用		
支払利息	28,546	48,188
受託者報酬	592,873	1,122,825
委託者報酬	2,297,327	4,350,839
その他費用	118,517	224,504
営業費用合計	3,037,263	5,746,356
営業利益又は営業損失（ ）	494,433,827	292,789,217
経常利益又は経常損失（ ）	494,433,827	292,789,217
中間純利益又は中間純損失（ ）	494,433,827	292,789,217
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	11,701,728	7,821,804
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	262,788,267	1,724,806,099
剰余金増加額又は欠損金減少額	158,997,568	591,227,189
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	158,997,568	591,227,189
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,320,070	77,614,883
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,320,070	77,614,883
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	885,197,864	2,523,385,818

（ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当中間計算期間は、信託約款の規定により、2021年 7月16日から2022年 1月15日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目		第4期 2021年 7月15日現在	第5期中間計算期間末 2022年 1月15日現在
1.	中間計算期間の末日における受益権の総数	7,126,115,753口	9,020,209,209口
2.	中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.2420円 (12,420円)	1.2797円 (12,797円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第4期 2021年 7月15日現在	第5期中間計算期間末 2022年 1月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(その他の注記)

元本の移動

第4期 自 2020年 7月16日 至 2021年 7月15日		第5期中間計算期間 自 2021年 7月16日 至 2022年 1月15日	
期首元本額	4,258,642,053円	期首元本額	7,126,115,753円
期中追加設定元本額	3,479,724,208円	期中追加設定元本額	2,212,225,195円
期中一部解約元本額	612,250,508円	期中一部解約元本額	318,131,739円

(デリバティブ取引に関する注記)

第4期(2021年 7月15日現在)

該当事項はありません。

第5期中間計算期間末(2022年 1月15日現在)

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2022年1月末現在	資本金	500,000,000円
	発行可能株式総数	100,000株
	発行済株式総数	20,000株

過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

2022年1月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（億円）
追加型株式投資信託	7	2,808

（３）【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

(2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表ならびに事業年度（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	（単位：千円）			
	前事業年度 （2020年3月31日）		当事業年度 （2021年3月31日）	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	2	438,765	2	567,856
前渡金		162		-
前払費用		9,443		12,904
未収委託者報酬		46,813		57,458
その他		6,247		7,133
流動資産計		501,431		645,352
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	2,119	1	1,818
器具備品	1	8,142	1	8,709
無形固定資産				
商標権		1,208		1,045
ソフトウェア		1,809		-
投資その他の資産				
投資有価証券		1,020		-
その他		8,743		8,743
固定資産計		23,043		20,317
資産合計		524,475		665,669
負債の部				
流動負債				
リース債務		1,188		1,193
未払金				
未払手数料	2	27,092	2	33,226
その他未払金	2	41,514	2	35,900
未払法人税等		5,395		4,369
流動負債計		75,190		74,690
固定負債				
リース債務		2,113		4,572

繰延税金負債	6	-
固定負債計	2,119	4,572
負債合計	77,310	79,263
純資産の部		
株主資本		
資本金	500,000	500,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	552,849	413,593
利益剰余金計	552,849	413,593
株主資本合計	447,150	586,406
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	14	-
評価・換算差額等合計	14	-
純資産合計	447,164	586,406
負債・純資産合計	524,475	665,669

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)		当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		1,138,186		1,104,233
営業収益計		1,138,186		1,104,233
営業費用				
支払手数料	1	660,946	1	641,064
広告宣伝費		7,054		5,041
調査費				
調査費		456		415
委託調査費		14,871		15,727
委託計算費		51,392		52,040
営業諸雑費				
通信費		6,127		5,632
印刷費		48,573		46,176
協会費		1,937		2,267
その他		26,861		3,232
営業費用計		818,222		771,599
一般管理費				
給料				
役員報酬	1	60,495	1	60,488
給料・手当	1	84,354	1	84,925
法定福利費		328		376
福利厚生費		230		230
業務委託費		12,141		13,360
交際費		240		14
旅費交通費		7,547		385

租税公課	8,617	8,610
不動産賃借料	12,039	12,000
固定資産減価償却費	6,078	5,095
消耗品費	3,501	1,859
支払報酬料	5,257	6,150
諸経費	481	437
一般管理費計	201,315	193,934
営業利益	118,648	138,699
営業外収益		
受取利息	0	0
有価証券売却益	79	52
リース解約益	-	474
雑収入	0	6
営業外収益計	79	533
営業外費用		
支払利息	45	41
営業外費用計	45	41
経常利益	118,682	139,192
特別損失		
固定資産除却損	2	573
特別損失計	305	573
税引前当期純利益	118,377	138,618
法人税、住民税及び事業税	645	290
法人税等還付税額	0	927
法人税等合計	645	637
当期純利益	117,732	139,256

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					評価・ 換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金		評価・ 換算 差額等 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	500,000	500,000	500,000	670,581	670,581	329,418	25	25	329,443
当期変動額									
当期純利益				117,732	117,732	117,732			117,732
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							11	11	11
当期変動額合計	-	-	-	117,732	117,732	117,732	11	11	117,720
当期末残高	500,000	500,000	500,000	552,849	552,849	447,150	14	14	447,164

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					評価・ 換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証 換算		評価・ 換算 差額等 合計
		資本	資本	その他 利益剰余金	利益				

		準備金	剰余金 合計	繰越 利益剰余金	剰余金 合計	合計	券評価 差額金	差額等 合計	
当期首残高	500,000	500,000	500,000	552,849	552,849	447,150	14	14	447,164
当期変動額									
当期純利益				139,256	139,256	139,256			139,256
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							14	14	14
当期変動額合計	-	-	-	139,256	139,256	139,256	14	14	139,242
当期末残高	500,000	500,000	500,000	413,593	413,593	586,406	-	-	586,406

注記事項

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

 其他有価証券

 時価のあるもの

 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物 10～18年

 器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

 消費税等の会計処理

 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	2,089千円	建物	2,391千円
器具備品	8,513千円	器具備品	7,818千円
計	10,603千円	計	10,209千円
2 関係会社に対する資産及び負債		2 関係会社に対する資産及び負債	
(1) 流動資産		(1) 流動資産	
預金	23,479千円	預金	97,950千円
(2) 流動負債		(2) 流動負債	
未払手数料	27,090千円	未払手数料	33,224千円
その他未払金	8,955千円	その他未払金	9,140千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
1 関係会社との取引高	1 関係会社との取引高
支払手数料 660,912千円	支払手数料 641,023千円
役員報酬 45,495千円	役員報酬 45,488千円
給料・手当 64,354千円	給料・手当 63,259千円
2 固定資産除却損	2 固定資産除却損
器具備品 305千円	器具備品 573千円
計 305千円	計 573千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	20,000株	-	-	20,000株

当事業年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	20,000株	-	-	20,000株

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

事務機器（器具備品）であります。

リース資産の減価償却の方法

「（重要な会計方針） 2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については流動性の高い預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

また、資金調達については借入によらず、株式の発行により行う方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、関係会社に対するものであり、短期の預金であることから、市場リスクは僅少であると認識しております。また、事業に必要な運転資金については、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

投資有価証券は投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、資金管理部署が定期的に時価等を把握し、管理を行っております。

なお、当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有財産と分別管理されており、信用リスクは僅少であると認識しております。

リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。また、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	438,765	438,765	-
(2)未収委託者報酬	46,813	46,813	-
(3)投資有価証券			
その他有価証券	1,020	1,020	-
資産計	486,599	486,599	-
(4)未払手数料	27,092	27,092	-
(5)その他未払金	41,514	41,514	-
(6)リース債務(1)	3,302	3,302	-
負債計	71,909	71,909	-

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	567,856	567,856	-
(2)未収委託者報酬	57,458	57,458	-
(3)投資有価証券			
その他有価証券	-	-	-
資産計	625,314	625,314	-
(4)未払手数料	33,226	33,226	-
(5)その他未払金	35,900	35,900	-
(6)リース債務(1)	5,766	5,766	-
負債計	74,893	74,893	-

(1) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

注：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

その他有価証券

投資信託については、基準価額によっております。

負 債

(4) 未払手数料及び(5) その他未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務

時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3 リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,188	1,202	911	-	-	-

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,193	1,204	1,215	1,226	927	-

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	1,020	1,000	20
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	-	-	-
合計	1,020	1,000	20

当事業年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	1,079	79	-

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	1,000	52	-

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	(注)1 164,149	112,928
繰延資産償却超過額	740	-
未払事業税	1,607	757
繰延税金資産小計	166,497	113,686
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	(注)1 164,149	112,928
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	2,347	757
評価性引当額小計	166,497	113,686
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他	6	-
繰延税金負債合計	6	-
繰延税金資産の純額	6	-

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2020年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(a)	-	-	-	-	-	164,149	164,149
評価性引当額	-	-	-	-	-	164,149	164,149
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2021年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(a)	-	-	-	-	58,730	54,198	112,928
評価性引当額	-	-	-	-	58,730	54,198	112,928
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

- 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	-
評価性引当額の増減	30.93%	29.52%
住民税均等割	0.24%	0.20%
その他	0.60%	1.74%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.54%	0.43%

(セグメント情報等)

1 セグメント情報

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 関連情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(1) サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（１）サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しておりません。

（２）地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しておりません。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略してあります。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金、出資金又は基金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	株ゆうちょ銀行	東京都千代田区	35,000	銀行業	被所有 直接45%	役員の受入 出向者の受入 投資信託の募集 の取扱及び投資 信託に係る事務 代行の委託等	人件費の支払	76,677	その他未払金	6,252
							事務代行手数料の支払	660,910	未払手数料	27,090

その他の 関係会社	三井住友 信託銀行(株)	東京都 千代田区	3,420	銀行業	被所有 直接30%	役員の受入 出向者の受入	人件費 の支払	33,172	その他 未払金	2,702
その他の 関係会社 の子会社	野村アセッ トマネジメ ント(株)	東京都 中央区	171	投資助言 ・代理業 及び投資 運用業	なし	役員の受入 出向者の受入	人件費 の支払	35,000	その他 未払金	-

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金、 出資金 又は基金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株ゆうちょ 銀行	東京都 千代田区	35,000	銀行業	被所有 直接45%	役員の受入 出向者の受入	人件費 の支払	75,728	その他 未払金	6,413
						投資信託の募集 の取扱及び投資 信託に係る事務 代行の委託等	事務代行 手数料 の支払	641,022	未払 手数料	33,224
その他の 関係会社	三井住友 信託銀行(株)	東京都 千代田区	3,420	銀行業	被所有 直接30%	役員の受入 出向者の受入	人件費 の支払	33,018	その他 未払金	2,727
その他の 関係会社 の子会社	野村アセッ トマネジメ ント(株)	東京都 中央区	171	投資助言 ・代理業 及び投資 運用業	なし	役員の受入 出向者の受入	人件費 の支払	36,666	その他 未払金	2,916

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 人件費については、当社の給与規程に基づいて金額を決定しています。

(2) 投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

重要な該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

親会社及び法人主要株主等に含めて開示しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

重要な該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額	22,358円23銭	29,320円33銭
(1株当たり純資産額の 算定上の基礎)		
純資産の部の合計額	447,164千円	586,406千円
普通株式に係る期末の純資産額	447,164千円	586,406千円
1株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数	20,000株	20,000株

項目	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益	5,886円60銭	6,962円81銭
(1株当たり当期純利益金額の 算定上の基礎)		
損益計算書上の当期純利益	117,732千円	139,256千円
普通株式に係る当期純利益	117,732千円	139,256千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式の期中平均株式数	20,000株	20,000株

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(附属明細表)

(借入金等明細表)

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率	返済期限
1年以内に返済予定の リース債務	1,188	1,193	1.0%	-
リース債務(1年以内に 返済予定のものを除く。)	2,113	4,572	1.0%	2021年～2025年

(注) リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
リース債務	1,204	1,215	1,226	927

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (2021年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	651,494
前払費用	7,179
未収委託者報酬	55,883
その他	5,634
流動資産計	720,192
固定資産	
有形固定資産	
建物	1 1,683
器具備品	1 7,323
無形固定資産	
商標権	963

投資その他の資産		
その他		8,743
固定資産計		18,714
資産合計		738,906
負債の部		
流動負債		
リース債務		1,198
未払金		
未払手数料		32,267
その他未払金	2	31,968
未払法人税等		4,577
流動負債計		70,012
固定負債		
リース債務		3,972
固定負債計		3,972
負債合計		73,984
純資産の部		
株主資本		
資本金		500,000
資本剰余金		
資本準備金		500,000
資本剰余金計		500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		335,077
利益剰余金計		335,077
株主資本合計		664,922
純資産合計		664,922
負債・純資産合計		738,906

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間
	(自 2021年 4月 1日
	至 2021年 9月30日)
営業収益	
委託者報酬	579,991
営業収益計	579,991
営業費用	
支払手数料	336,636
広告宣伝費	2,053
調査費	
委託調査費	9,590
委託計算費	26,776
営業諸雑費	
通信費	3,112
印刷費	23,093
協会費	1,053
その他	254

営業費用計		402,569
一般管理費		
給料		
役員報酬		30,202
給料・手当		45,761
法定福利費		180
業務委託費		4,993
旅費交通費		23
租税公課		4,525
不動産賃借料		6,093
固定資産減価償却費	1	1,603
消耗品費		557
支払報酬料		4,625
諸経費		181
一般管理費計		98,748
営業利益		78,674
営業外収益		
受取利息		0
雑収入		11
営業外収益計		11
営業外費用		
支払利息		25
営業外費用計		25
経常利益		78,660
税引前中間純利益		78,660
法人税、住民税及び事業税		145
法人税等合計		145
中間純利益		78,515

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	500,000	500,000	500,000	413,593	413,593	586,406	586,406
当中間期変動額							
中間純利益				78,515	78,515	78,515	78,515
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							-
当中間期変動額合計	-	-	-	78,515	78,515	78,515	78,515
当中間期末残高	500,000	500,000	500,000	335,077	335,077	664,922	664,922

注記事項

(重要な会計方針)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

2 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、投資信託運用業を行っており、投資信託約款に基づき投資信託の運用について履行義務を負っております。当該履行義務は信託期間にわたり日々充足され、投資信託財産の純資産額に一定の割合を乗じて計算した金額を収益として認識しております。

3 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。この変更が中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2021年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	2,526千円
器具備品	9,205千円
計	11,731千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	1,521千円
無形固定資産	81千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	20,000株	-	-	20,000株

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

事務機器(器具備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

「(重要な会計方針) 1 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

(金融商品の時価等に関する事項)

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

当中間会計期間(2021年9月30日)

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	651,494	651,494	-
(2) 未収委託者報酬	55,883	55,883	-
資産計	707,377	707,377	-
(3) 未払手数料	32,267	32,267	-
(4) その他未払金	31,968	31,968	-
(5) リース債務(1)	5,171	5,171	-
負債計	69,406	69,406	-

(1) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

注:金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3) 未払手数料及び(4) その他未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

時価は、元金利の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおり、単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えており、かつ、内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、セグメント情報に追加しての記載は行っておりません。

（セグメント情報等）

1 セグメント情報

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 関連情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

(1) サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)	
1株当たり純資産額	33,246円11銭
1株当たり中間純利益	3,925円78銭
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	78,515千円
普通株式に係る中間純利益	78,515千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	20,000株

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月31日

JP投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小林英之 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJP投信株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JP投信株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を

含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月8日

JP投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関 賢 二 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJP投信株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JP投信株式会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年3月4日

J P 投信株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関 賢 二 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJP4資産均等バランスの2021年7月16日から2022年1月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JP4資産均等バランスの2022年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年7月16日から2022年1月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、JP投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

J P 投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。